

相模原市屋外広告物条例の改正(案)の概要について

1 改正の背景と趣旨

本市では、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づき、屋外広告物等の規制に関する事項等を定めた相模原市屋外広告物条例(平成14年相模原市条例第56号。以下「条例」という。)を平成15年4月の中核市移行に伴い、神奈川県条例を引き継ぐ形で施行し、良好な景観の形成の推進等を図ってきました。

条例の施行から約15年が経過し、屋外広告物の素材や形態の変化への対応等が必要であることから、条例の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 許可期間の見直し

許可期間については、屋外広告物の耐久性や安全性を考慮し、定めていますが、近年の技術の進歩により、屋外広告物の耐久性が向上していることから、見直しを行うものです。

(2) 許可基準の見直し

ア 電光表示装置の規制に関する規定の追加

住居専用地域等において、ネオン照明及び点滅照明の設置を禁止していますが、これらに類似する電光表示装置についても同地域において設置を禁止するものです。

イ 壁面利用広告物のはみ出し規制に関する規定の改正

壁面利用広告物の壁面からのはみ出しを禁止していますが、はみ出し部分の縦の長さが当該広告物の縦の長さの2分の1以下の場合等、一定の条件に該当する場合に、これを認めることとするものです。

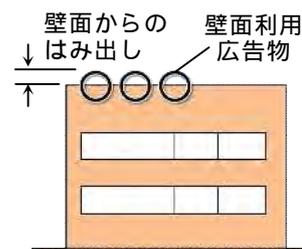


図1 壁面利用広告物のはみ出しのイメージ

ウ 壁面利用広告物の高さに関する規定の改正

住居地域等において、壁面利用広告物の高さの基準として、地上10メートル以下、3階窓下以下等の二つの基準がありますが、近年、全面ガラス張りで窓下が存在しない建築物等が増えているため、窓下以下の基準を廃止するものです。

エ 壁面突出^{したば}広告物の下端高さに関する規定の改正
 歩行者空間の確保の観点から、壁面突出広告物の
 下端高さの基準(2.5メートル以上。ただし、車道
 上は、4.5メートル以上)を定めていますが、植込
 みなど明らかに歩行者が立ち入ることができない場
 合については、これを適用除外とするものです。

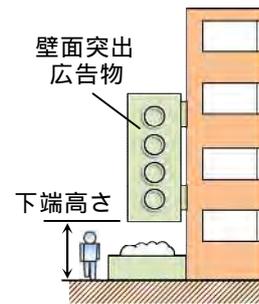


図2 壁面突出広告物の
 下端高さのイメージ

(3) 屋外広告物の表示又は設置が禁止される地域における規制の緩和

建造物である文化財の周辺50メートル以内は、屋外広告物の設置等を禁止
 していますが、文化財周辺の景観において支障がない場合、市長が指定した地
 域については、これを認めることとするものです。

(4) 軽微な変更等の届出に係る規定の追加等

屋外広告物の表示又は設置の許可を受けた後、企業のロゴの変更など、軽微
 な変更等を行う場合は、許可申請ではなく届出とする規定を追加するほか、用
 語の整理、規定の明確化等を行うものです。

3 今後のスケジュール

平成29年12月13日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
平成30年1月19日まで	
2月	市議会3月定例会議に改正条例案を提案
4月1日	改正条例の一部施行(許可期間及び基準の強 化に係る規定等を除く。)
10月1日	改正条例の全部施行